平成２６年（フ）第３号
広島県府中市河面町958番地
債務者　前原　勝利
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第５号
青森県黒石市あけぼの町92番地　市営住宅190号
債務者　佐藤　洋則
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１４１号
松江市大正町414番地６　コーポスズキ306号、前住所松江市東津田町2168番地396
債務者　宇都宮道春
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５８号
島根県雲南市三刀屋町古城702番地
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１号
松江市東津田町1196番地５　アメニティ東津田305
債務者　松田　　聡
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
松江市東津田町1196番地５　アメニティ東津田305
債務者　松田　泰代
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
松江市法吉町238番地　県営住宅第２淞北台団地533号
債務者　三木たづ子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８号
松江市外中原町12番地
債務者　長谷川浩之
1　決定年月日時　平成26年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７４３号
大阪府高槻市唐崎中２丁目８番13号
債務者　谷村　　一
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４９号
大阪府守口市高瀬町１丁目11番７号
債務者　丸山　眞一
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９５４号
大阪市此花区島屋３丁目９番21号
債務者　河副　　薫（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０５２号
大阪市西淀川区出来島２丁目７番16号
債務者　吉永　和弘
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０６７号
大阪市平野区加美北３丁目７番30―404号
債務者　森山明美こと　夫　　明美
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５号
大阪市東淀川区淡路４丁目６番44号　第３エンシンハイツ301号
債務者　原田　隆治
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５２号
大阪府枚方市山之上西町27番30―701号
債務者　深見　世司
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７２号
大阪府守口市緑町１番27―105号
債務者　田中　康夫
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３号
名古屋市中川区五月通１丁目16番地　グランデ三州６－Ｄ
債務者　佐藤　和樹
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部